

## 厚木市スマートハウス導入奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境への負荷が少ない低炭素社会の実現及び地球温暖化防止に寄与することを目的として、スマートエネルギー設備を導入した者に対し、予算の範囲内で厚木市スマートハウス導入奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象)

第2条 奨励金の対象は、別表第1に掲げる機器（未使用のものに限る。以下「対象機器」という。）とする。

### (交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、本市に住民登録を有する個人で、市税の滞納がなく、かつ、当該住民登録地に前年度の2月16日から当該年度の2月15日までの間に対象機器を設置した者とする。

### (奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 太陽光発電システム 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。）に10,000円を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とし、その額は30,000円を上限とする。

(2) 住宅用蓄電池システム 50,000円

(3) HEMS（ホーム エネルギー マネジメント システム） 10,000円

(4) 家庭用燃料電池システム 50,000円

2 太陽光発電システム、住宅用蓄電池システム及びHEMSを同時に設置した場合は、スマートハウス加算として前項に規定する額に加え、50,000円を交付する。

3 太陽光発電システムを増設する場合は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する上限額から過去に交付した金額を控除した額を上限とする。

4 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールを公称最大出力値6.0キロワット以上設置した場合は、大容量加算として第1項に規定する額に加え、20,000円を交付する。ただし、前項の規定により増設する場合を除く。

### (申請受付期間)

第5条 奨励金の交付申請受付期間は、当該年度の3月15日までとする。ただし、3月15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日等でない日とする。

### (交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奨励金交付申請書に別表第2に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

### (交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により奨励金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、奨励金交付の可否について、厚木市スマートハウス導入奨励金交付（不交付）決定通知書により申

請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第8条 申請者は、前条の規定により交付決定通知を受けたときは、奨励金の支払を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に奨励金を支払わなければならない。

(協力)

第9条 奨励金の交付を受けた者は、地球温暖化対策やエネルギー政策のため、市長から対象機器の利用状況、エネルギー使用量の報告等を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、奨励金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、奨励金の交付決定を取り消し、当該申請者に対して、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は奨励金の申請に関し、不正な行為があったとき。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 厚木市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成25年3月16日施行）、厚木市住宅用蓄電池等購入奨励金交付要綱（平成25年3月31日施行）及び厚木市電気自動車購入奨励金交付要綱（平成24年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。



別表第1（第2条関係）

対象機器の定義

対象機器	仕様及び要件
太陽光発電システム	<p>次に掲げるいずれかの機器</p> <p>(1) 経済産業省により、発電事業計画認定を受けた余剰配線で接続された機器</p> <p>(2) 発電した電力を売電せず、設置した住宅で消費する機器</p>
住宅用蓄電池システム	<p>次に掲げるいずれかの機器</p> <p>(1) 令和3年度 戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の補助要件を満たすものとして一般社団法人環境共創イニシアチブ（Sustainable open Innovation Initiative。以下「SII」という。）により登録された機器（以下「定置用リチウムイオン蓄電池」という。）</p> <p>(2) 住宅の分電盤に直接接続し、コネクタを電気自動車の急速充電ポートへつなぎ、電気自動車に搭載している駆動用のリチウムイオン蓄電池に蓄えた電気を住宅へ供給できる機器（電気自動車を所有している者に係るものに限る。以下「V2H」という。）</p>
HEMS	<p>次に掲げる全ての機能を有する機器</p> <p>(1) 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。</p> <p>(2) 居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測し、及び蓄積し、電力使用量の見える化が実現できること。</p> <p>(3) 一つ以上の機器に対して、省エネルギーに資する自動制御機能（省エネモードを含む。）を有すること（エネルギー使用量を削減するための制御又は蓄エネルギー機器のピークカット/ピークシフト制御をHEMS機器により自動的に実行できること。使用者の確認を介した半自動制御を含む。）。</p> <p>(4) 創エネルギー機器及び蓄エネルギー機器との接続機能を有していること（太陽光発電システム等の創エネルギー機器が設置された場合には創エネルギー機器による発電量等の情報、蓄電池等の蓄エネルギー機器が設置された場合には蓄エネルギー機器による充電量等の情報が取得できること。計測のみの接続を含む。）。</p> <p>(5) 電力使用量に関わる情報に基づいた省エネルギーを促す情報提供機能を有していること。</p>
家庭用燃料電池システム	<p>一般社団法人燃料電池普及促進協会（Fuel Cell Association。以下「FCA」という。）における指定機器となるシステム</p>

別表第2（第6条関係）  
申請に必要な添付書類

対象機器	必要な書類
太陽光発電システム	(1) 太陽光発電システムの設置費に係る領収書の写し（ただし、太陽光発電システムの設置に係る支払金額が記載されていない場合にあつては、領収書内訳書を添付） (2) 太陽光発電システムの設置状況を示すカラー写真（太陽電池モジュール、パワーコンディショナー及び家屋全体の外観が確認できるもの） (3) 経済産業省から事業計画の認定を受けていることが分かる書類（ただし、事業計画の認定を受けない場合は、売電していないことの誓約書を添付すること。）
住宅用蓄電池システム	1 定置用リチウムイオン蓄電池を設置した場合 (1) SIIに登録された蓄電システムにおける製品一覧の該当箇所の写し (2) 蓄電システムの設置費に係る領収書の写し（ただし、定置用リチウムイオン蓄電池の設置に係る支払金額が記載されていない場合にあつては、領収書内訳書を添付） (3) 蓄電システム出荷証明書又は保証書（使用者控え・お客様控え）の写し又はそれに準ずるもの（パッケージ型番が確認できるもの） 2 V2Hを設置した場合 (1) V2Hの型式、規格等が確認できる仕様書、カタログ等 (2) V2Hの設置費に係る領収書の写し（ただし、V2Hの設置に係る支払金額が記載されていない場合にあつては、領収書内訳書を添付） (3) V2Hと電気自動車の接続が確認できるカラー写真 (4) 電気自動車の車検証の写し
HEMS	(1) HEMS機器販売・設置完了証明書 (2) HEMSの設置費に係る領収書の写し（ただし、HEMSの設置に係る支払金額が記載されていない場合にあつては、領収書内訳書を添付）
家庭用燃料電池システム	FCAから発行された燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金に係る補助金の額の確定通知書の写し（当該書類を提出できない場合にあつては、次に掲げる書類の全て） (1) FCAから発行された燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金に係る補助金申込受理・交付決定通知書の写し又はFCAのホームページに記載された補助金の対象となるシステムの一覧における該当箇所の写し (2) 家庭用燃料電池システムの設置費に係る領収書の写し（ただし、家庭用燃料電池システムの設置に係る支払金額が記載されていない場合にあつては、領収書内訳書を添付） (3) 家庭用燃料電池システムの設置状況を示すカラー写真（全景が確認できるもの） (4) 家庭用燃料電池システム保証書（使用者控え・お客様控え）の写し又はそれに準ずるもので、燃料電池ユニット、及び貯湯ユニットの型番が確認できるもの（ただし、(1)で燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金に係る補助金申込受理・交付決定通知書の写しを提出する場合は不要）